

令和元年8月19日

各府省事務次官 殿

各外局長 殿

人 事 院 事 務 総 長

「人事院規則10—5（職員の放射線障害の防止）の運用について」の一部改正について（通知）

「人事院規則10—5（職員の放射線障害の防止）の運用について（昭和38年12月3日職厚一2327）」の一部を下記のとおり改正したので、令和元年9月1日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
第3条関係 1～5（略） 6 第5項第8号の「人事院が定めるもの」は、次に掲げる業務とする。	第3条関係 1～5（略） 6 第5項第8号の「人事院が定めるもの」は、次に掲げる業務とする。

(1)～(9) (略)

(10) 放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和32年法律第167号。以下「放射性同位元素等規制法」という。）第43条の2に基づく放射線検査官の業務

(11)～(15) (略)

第5条関係

1 第1項の「業務上管理区域に立ち入る職員」には、一時的又は臨時的であると否とを問わず、およそ業務上の必要性により管理区域に立ち入る職員を全て含むものとする。ただし、管理区域に一時的に立ち入る職員で放射線業務に従事しないものについては、当該職員の管理区域内における外部被ばくによる実効線量及び内部被ばくによる実効線量がそれぞれ100マイクロシーベルトを超えないことが計算等により確認できる場合は、第1項に規定する線量の測定を行ったものとみなして差し支えない。

2～4 (略)

(1)～(9) (略)

(10) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号。以下「防止法」という。）第43条の2に基づく放射線検査官の業務

(11)～(15) (略)

第5条関係

1 第1項の「業務上管理区域に立ち入る職員」には、一時的又は臨時的であると否とを問わず、およそ業務上の必要性により管理区域に立ち入る職員をすべて含むものとする。ただし、管理区域に一時的に立ち入る職員で放射線業務に従事しないものについては、当該職員の管理区域内における外部被ばくによる実効線量及び内部被ばくによる実効線量がそれぞれ100マイクロシーベルトを超えないことが計算等により確認できる場合は、第1項に規定する線量の測定を行ったものとみなして差し支えない。

2～4 (略)

5 第4項の「放射性同位元素等規制法第20条の規定に基づいて定められる技術上の基準」とは、告示第19条及び第20条に規定する基準をいう。

第6条関係

1 「放射性同位元素等規制法第6条に規定する基準」とは、放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則（昭和35年総理府令第56号。以下「放射性同位元素等規制法施行規則」という。）第2章の3に規定するものをいう。

2 （略）

第16条関係

「放射性同位元素等規制法第15条から第19条までの規定に基づいて定められる技術上の基準」とは、放射性同位元素等規制法施行規則第3章に規定する基準をいう。

第27条関係

1 第1項の「放射線業務を行う官署ごと」とは、使用目的又は業務の態様の異なる組織の場合はそれぞれ独立に扱うという趣旨である

5 第4項の「防止法第20条の規定に基づいて定められる技術上の基準」とは、告示第19条及び告示第20条に規定する基準をいう。

第6条関係

1 「防止法第6条に規定する基準」とは、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（昭和35年総理府令第56号。以下「防止法施行規則」という。）第2章の3に規定するものをいう。

2 （略）

第16条関係

「防止法第15条から第19条までの規定に基づいて定められる技術上の基準」とは、防止法施行規則第3章に規定する基準をいう。

第27条関係

1 第1項の「放射線業務を行う官署ごと」とは、使用目的又は業務の態様の異なる組織の場合はそれぞれ独立に扱うという趣旨である

が、この条に規定する放射線障害防止管理規程の具体的適用が可能な範囲において、各施設の実情に応じその適用範囲を定めて差し支えない。なお、この条に規定する放射線障害防止管理規程の要件を充足しているものであれば、放射性同位元素等規制法第21条第1項の規定による「放射線障害予防規程」をもって代えることができる。

2 (略)

が、この条に規定する放射線障害防止管理規程の具体的適用が可能な範囲において、各施設の実情に応じその適用範囲を定めて差し支えない。なお、この条に規定する放射線障害防止管理規程の要件を充足しているものであれば、防止法第21条第1項の規定による「放射線障害予防規程」をもって代えることができる。

2 (略)

以 上